

令和5年度 あきる野市特定教育・保育施設等指導検査実施方針

1 基本方針

平成27年度の子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）の施行及び令和元年度の支援法等の改正による幼児教育・保育の無償化により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）について、利用する子どもの健やかな成長のために適正な環境を等しく確保することを目的として、市区町村が指導検査を行うことが規定された。

市では「第2次あきる野市総合計画（令和4年3月）」において定められた「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」を実現するため、支援法のほか関係法令等に基づいて、本方針に定める重点項目を中心とした指導検査を実施し、特定教育・保育施設等の適正な運営及び質の高いサービスの提供並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることとする。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全装置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記（ア）から（ウ）までにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適正な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- (エ) 交付された施設型給付費等が適正に執行されているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

- ア 特定教育・保育施設（私立認可保育所、認定こども園等）
- イ 特定地域型保育事業者（小規模保育事業者）
- ウ 特定子ども・子育て支援施設等（新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設等）

(2) 実施形態

ア 実施方法

原則として、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。
また、必要に応じ、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。
なお、当該施設検査と併せて、適宜、市が所轄する社会福祉法人の指導監査を実施する。

ウ 検査体制

一般指導検査は、原則として検査員2名以上で実施する。
特別指導検査は、原則として課長級職員を含め検査員3名以上で実施する。
なお、施設の状況により適宜検査体制を再編し、専門員を加えて実施する。

エ 実施通知

指導検査の通知は、原則として実施予定日の1月前までに、根拠規定、目的、日時、場所、指導検査担当者、出席者、準備すべき書類等を事業者宛に行う。

ただし、あらかじめ通知することにより実態の確認が困難となると認められる場合は、指導検査の開始時に通知するものとする。

オ 実績

年度末に指導検査の実績を取りまとめるものとする。

(3) 年度計画の作成

年度当初に当該年度の指導検査実施計画を作成する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する施設とするが、年度途中で認可・確認を受けた施設についても、必要に応じて指導検査の対象とする。

イ 選定方法

- (ア) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況や保育内容の確認を要する施設
- (イ) 新規に開設又は認可・確認された施設
- (ウ) 相当の期間にわたって市又は東京都が指導検査を実施していない施設
- (エ) 市が所轄庁となる社会福祉法人の運営する施設
- (オ) 過去の指導検査において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において、問題がある施設
- (キ) その他、特に指導検査が必要と認める施設

5 関係機関との連携等

指導検査の効果を高めるため、子ども家庭部保育課や東京都、近隣市等の関係機関と必要な情報の交換や連携を図るものとする。